

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zA020001	全府省	官公庁へのコーポレートカード及び購買カードの導入		これまでコーポレートカード等による決済は行っていない。	b		コーポレートカード等による決済については、使用対象範囲など検討すべき事項もあり、既にコーポレートカード等を導入しているという省庁の状況も把握するなどし、導入の是非を検討中。		各省庁で発生する出張旅費や物品購入などの支払いをクレジットカードや購買カード(職員食堂など使用できる場所を限定したカード)で支払う事について、規制の有無について改めて確認させていただきたい。(ある場合には、具体的な法律・通達名も併せてご教示いただきたく、お願いします。)	b		<ul style="list-style-type: none"> <li>・当院においてはクレジットカードや購買カードによる支払に関する内部規定は存在しない。</li> <li>・出張旅費については、国家公務員等の旅費に関する法律3条1項の規定により職員に直接支給することとされている。</li> <li>・省庁によっては海外における国際会議への出張等に際して、現地で会場借用等の契約をする必要がある場合にクレジットカードによる決済を利用しているところもあるが、当院においてはこれまでも現地においてそのような契約を必要とする案件がないことからこれまで利用していない。クレジットカードの導入の是非について引き続き検討中。</li> <li>・「物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務・システム最適化計画」(平成16年9月15日付各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)により、これらの業務は原則として全て電子化が図られる予定となっているところ。</li> </ul>
zA020001	全府省	公務員経費のカード決済		これまでカード決済による支払は行っていない。	b		カードを利用した決済については、使用対象範囲など検討すべき事項もあり、既にカード決済を導入しているという省庁の状況も把握するなどし、導入の是非を検討中。		各省庁で発生する出張旅費や物品購入などの支払いをクレジットカードや購買カード(職員食堂など使用できる場所を限定したカード)で支払う事について、規制の有無について改めて確認させていただきたい。(ある場合には、具体的な法律・通達名も併せてご教示いただきたく、お願いします。)	b		<ul style="list-style-type: none"> <li>・当院においてはクレジットカードや購買カードによる支払に関する内部規定は存在しない。</li> <li>・出張旅費については、国家公務員等の旅費に関する法律3条1項の規定により職員に直接支給することとされている。</li> <li>・省庁によっては海外における国際会議への出張等に際して、現地で会場借用等の契約をする必要がある場合にクレジットカードによる決済を利用しているところもあるが、当院においてはこれまでも現地においてそのような契約を必要とする案件がないことからこれまで利用していない。クレジットカードの導入の是非について引き続き検討中。</li> <li>・「物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務・システム最適化計画」(平成16年9月15日付各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)により、これらの業務は原則として全て電子化が図られる予定となっているところ。</li> </ul>

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
zA020001	全府省	官公庁へのコーポレートカード及び購買カードの導入	5103	5103B002	1	2	株式会社オーエムシーカード	2	官公庁へのコーポレートカード及び購買カードの導入	官公庁の経費及び購買決済に関し、その簡素化、省力化、処理コストの削減、会計の透明性を図る目的で、電子化された支払インフラを導入するためにノウハウを有する民間業者がそのインフラを提供する		官公庁の一般経費及び購買決済に関し、その簡素化、処理コストの削減、会計の透明性を図ることに寄与できるクレジット決済の導入	
zA020001	全府省	公務員経費のカード決済	5109	5109B007	1	2	株式会社オリエントコーポレーション・オリファサービス債権回収株式会社	7	公務員経費のカード決済		事務の合理化	公務員等の出張その他の公務による代金を簡易な方法決済する	

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zA020001	全省庁	省庁へのコーポレートカード及び購買カードの導入【新規】		これまでコーポレートカード等による決済は行っていない。	b		コーポレートカード等による決済については、使用対象範囲など検討すべき事項もあり、既にコーポレートカード等を導入しているという省庁の状況も把握するなどし、導入の是非を検討中。		各省庁で発生する出張旅費や物品購入などの支払いをクレジットカードや購買カード(職員食堂など使用できる場所を限定したカード)で支払う事について、規制の有無について改めて確認させていただきたく、お願いします。(ある場合には、具体的な法律・通達名も併せてご教示いただきたく、お願いします。)	b		<ul style="list-style-type: none"> <li>・当院においてはクレジットカードや購買カードによる支払に関する内部規定は存在しない。</li> <li>・出張旅費については、国家公務員等の旅費に関する法律3条1項の規定により職員に直接支給することとされている。</li> <li>・省庁によっては海外における国際会議への出張等に際して、現地で会場借用等の契約をする必要がある場合にクレジットカードによる決済を利用しているところもあるが、当院においてはこれまで現地においてそのような契約を必要とする案件がないことからこれまで利用していない。クレジットカードの導入の是非について引き続き検討中。</li> <li>・「物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務」システム最適化計画(平成16年9月15日付各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)により、これらの業務は原則として全て電子化が図られる予定となっているところ。</li> </ul>
zA020001	全府省	クレジットカード決済による支払業務		これまでクレジットカード決済による支払は行っていない。	b		クレジットカードを利用した決済については、使用対象範囲など検討すべき事項もあり、既にクレジットカードを導入しているという省庁の状況も把握するなどし、導入の是非を検討中。		各省庁で発生する出張旅費や物品購入などの支払いをクレジットカードや購買カード(職員食堂など使用できる場所を限定したカード)で支払う事について、規制の有無について改めて確認させていただきたく、お願いします。(ある場合には、具体的な法律・通達名も併せてご教示いただきたく、お願いします。)	b		<ul style="list-style-type: none"> <li>・当院においてはクレジットカードや購買カードによる支払に関する内部規定は存在しない。</li> <li>・出張旅費については、国家公務員等の旅費に関する法律3条1項の規定により職員に直接支給することとされている。</li> <li>・省庁によっては海外における国際会議への出張等に際して、現地で会場借用等の契約をする必要がある場合にクレジットカードによる決済を利用しているところもあるが、当院においてはこれまで現地においてそのような契約を必要とする案件がないことからこれまで利用していない。クレジットカードの導入の是非について引き続き検討中。</li> <li>・「物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金及び旅費の各業務」システム最適化計画(平成16年9月15日付各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定)により、これらの業務は原則として全て電子化が図られる予定となっているところ。</li> </ul>

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
zA020001	全省庁	省庁へのコーポレートカード及び購買カードの導入【新規】	5053	5053A160	1	2	(社)日本経済団体連合会	160	省庁へのコーポレートカード及び購買カードの導入【新規】	省庁における決済業務電子化の一環として、現在、経済産業省が実験的に導入している出張、会議開催などにおけるクレジットカードの活用を進め、コーポレートカードや購買カードの本格導入に向けた検討を進めるべきである。		省庁の決済業務において、民間事業者のノウハウを活用したクレジットカードや購買カードを活用することによって、業務の簡素化、コスト削減、会計の透明性向上などが期待される。	現在、経済産業省において、出張、会議開催用としてコーポレートカードが実験的に導入されている。
zA020001	全府省	クレジットカード決済による支払業務	5096	5096A003	1	2	株式会社クレディセゾン・株式会社富士通総研	3	クレジットカード決済による支払業務	各省庁で発生する出張旅費や物品購入などの支払いを職員による立替精算や請求書支払でなく、クレジットカード支払で行うことに対する規制緩和(運用変更)をしていただきたい。	出張旅費や物品購入等の支払業務をクレジットカード払いで行い、仮払・立替払や請求書払いなどの業務処理を各職員にクレジットカードを配布し、業務を効率化・簡素化する。	前改定案に対し御省より「出張に係る経費については、厚生労働省においても個人所有のカードをもって精算している事例はあるところである。要望の国が出張者に対してクレジットカードを交付し、そのカードで決済することは、使用にあたっての公私混同の問題、カード決済が出来ない経費(バス代等)についての事務の煩雑化などの問題があることから現状では困難である」と考える。なお、物品購入については、支出負担行為及び支出の確認、支出に関する書類が必要なことから現行の法制度では困難である。」との回答をいただいた。多くの省庁において既に実施済みであり問題が発生していないことから、公私混同や事務の煩雑化の問題はないものとする。物品購入についても現行制度内で既に実施している省庁もあることから、確認や書類の問題はクリア可能と考える。このため、御省においても導入をお願いしたい。	

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zA020002	全省庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に係る譲渡禁止特約の解除		売掛債権担保融資保証制度を利用する場合について譲渡禁止特約を解除済み。	b		債権譲渡禁止特約の解除又は解除の対象となる契約及び譲渡対象者拡大の検討を今後行う。		要望者の以下の意見を踏まえ再検討願いたい。 「既に措置済みとしている省庁がある一方で、「検討する」と回答しつつ検討期間が明記されていない省庁があるなど、対応に相違があり、各省庁の統一かつ早急な対応を強く求める。」	b		債権譲渡禁止特約の解除については既に実施しているが、引き続き契約の改訂の際に、解除の対象となる契約や譲渡対象者拡大を図るよう検討中。なお、各省庁統一的なルールが策定されれば、当院としてはそれに則り対応することとなる。
zA020003	人事院	国家公務員採用の受験資格における年齢制限の撤廃	国家公務員法第44条、 人事院規則8-18 (採用試験)第7条、 別表第3	人事院規則8-18別表第3により、各試験ごとに受験資格(年齢制限)が定められている。	b		現行の採用試験は新規卒者等を対象に係員を採用するための試験であり、その受験資格の在り方については、採用後のキャリアパスや給与処遇、各府省の採用ニーズ、組織の年齢構成、定年年齢との関係等、考慮すべき要素も多いことから、慎重に検討を行っている。この検討と併せて、職業経験を有する優秀な人材を年齢にかかわらず本格的に公務に採用できるようにしていくため、新たな採用の枠組みについて検討を進めている。	雇用対策法においては、募集対象を「新規卒者」に限ること自体は同法の禁ずる年齢制限には該当せず、また、厚生労働省の指針において「長期勤続によるキャリア形成を図る観点から新規卒者等を採用する場合」には年齢制限が認められている。	要望者より以下の通り意見が提出されており再検討願いたい。 「『全国規模の規制改革・民間開放要望』に対する各省庁からの再回答について、(平成17年1月19日 内閣府 規制改革・民間開放推進室)では、「平成16年度中を目途に基本的な方向性について結論を得たい」と回答されており、基本的な方向性について早期に結論を出すべきである。 また、「新たな採用の枠組み」について、検討の内容やスケジュール等について示すべきである。	a	採用試験の受験資格として設けられている年齢制限については、職業経験を有する人材の採用の在り方も併せ、関係者等の意見を聴取しつつ、検討を行ってきた。その結果、新規卒者を中心に採用を行い部内育成を図る仕組みは今後とも必要と考えられること、現行の採用試験は新規卒者等を対象に係員を採用するための試験であり、職業経験を有する者の能力実証方法としては必ずしもなじまないこと等から、今後、年齢にかかわらず民間人材の採用を推進していくためには、現行採用試験の受験年齢制限の撤廃によるよりも、各府省が人材確保の必要に応じて行う選考採用の活用を図ることが適切であると考えられる。そのため、求める能力・経歴等を明らかにして積極的に公募を行うとともに、応募者の能力・経歴を適切に評価し、ふさわしい職務付与を行う新たな仕組みを早急に整備することとする。 具体的には、民間経験を有する者の公務への採用機会を拡大するとともに各府省の採用活動を支援するため、各府省が行う選考採用において、公募手続や能力実証の一部を本院が担う新たな仕組みについて、平成18年度からの導入を目途に検討を行うこととする。	

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
zA020002	全省庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券化等に係る譲渡禁止特約の解除	5053	5053A143	1	2	(社)日本経済団体連合会	143	国・地方自治体向け金銭債権の証券化等に係る譲渡禁止特約の解除	各省庁・地方自治体向け金銭債権につき、速やかに譲渡禁止特約を廃止すべきである。そのため、各省庁共通のルール(譲渡先が金融機関の場合は債権譲渡禁止特約の適用除外とする、事前承認手続を大幅に簡素化する、債権譲渡に対する取扱を統一する)を策定することが求められる。地方公共団体に関しても同様の取扱いが求められる。		資産流動化を促進する上で、債権譲渡禁止特約の存在が障害となっている。債権譲渡禁止特約の廃止に向けて、各省庁、地方自治体が共通ルールの下で着実に取り組むことが求められる。	国の機関及び地方自治体向け金銭債権については、譲渡禁止特約が付されていることが多く、当該金銭債権の証券化等を行うことができない。近年、一部の省庁においては事前に承認を得ることにより譲渡を認めたり、特定の譲渡先については債権譲渡禁止条項適用の例外とする等、企業における売掛債権を活用した資金調達の支援・促進が図られている。しかし、省庁による対応のバラツキ、事前承認手続の煩雑さ、不透明さ等の問題が残されている。
zA020003	人事院	国家公務員採用の受験資格における年齢制限の撤廃	5053	5053A232	1	1	(社)日本経済団体連合会	232	国家公務員採用の受験資格における年齢制限の撤廃	国家公務員採用試験における受験資格としての年齢制限を撤廃すべきである。		国家公務員の採用試験においては、人事院規則によって年齢制限が課せられており、採用に係る官民のイコールフットINGが図られていない。 「『全国規模の規制改革・民間開放要望』に対する各省庁からの再回答について」(平成17年1月19日 内閣府 規制改革・民間開放推進室)において人事院は、「平成16年度中を目標に基本的な方向性について結論を得たいと考えている」と回答しているが、未だにその結論が公表されておらず、早期に基本的な方向性を示すべきである。	人事院規則8-18別表第3により、各試験ごとに受験資格(年齢制限)が定められている。例えば、国家公務員 種試験を受験できるのは、採用試験の告知の属する年度の4月1日における年齢が21歳以上33歳未満の者とされている。

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zA020004	全省庁	国及び地方自治体のリース契約の 取扱いについて		物品のリース契約については、購入する 場合や単年度賃貸借契約を締結する 場合と比較した上で、合理性が認め られる場合には、国庫債務負担行為に よる複数年契約によることとしている が、現在該当する案件はない。	b		人事院行政効率化計画により、物品の リース契約について、購入する場合や 単年度賃貸借契約を締結する場合と比 較した上で、合理性が認められる場合 は、国庫債務負担行為による複数年契 約を実施するとしている。		要望者は以下のような追加意見を提出 しているところであり、要望者の意図も 踏まえ、今一度検討されたい。  各省庁からの回答では「物品等の リース契約については、単年度契約や 購入による場合と比較して合理性が認 められる場合には、国庫債務負担行為 による複数年契約の活用を検討してい るとされているが、どのような場合に 合理性が認められるのか明確にすべき である。なお、一部の省庁では「単年度 契約」のみとの回答をされているが、国 庫債務負担行為による複数年契約の 活用についても検討を行うべきである。 国とのリース契約について、地方自 治法234条の3、地方自治法施行令第 167条の17と同等の法令改正を行い、 リース契約を長期継続契約の対象とす る等の法制度の整備を行うべきであ る。	b		合理性が認められる場合は、物品の 使用予定年数、調達に係る経費及び保 守に係る経費等によるライフサイクル 全体のコスト並びに経年による耐久性 及び性能の陳腐化の有無等を比較検 討し、経済性等の面において有利性が 認められる場合を想定している。
zA020005	全省庁	国・地方自治体向け金銭債権の証 券化に関する債権譲渡禁止特約の 解除		売掛債権担保融資保証制度を利用す る場合について譲渡禁止特約を解除済 み。	b		債権譲渡禁止特約の解除又は解除の 対象となる契約及び譲渡対象者拡大の 検討を今後行う。		要望者から以下のとおり意見が提出さ れていることを踏まえ、再検討願いた い。 「既に措置済みとしている省庁がある一 方で、「検討する」と回答しつつ検討期 間が明記されていない等の対応に相違 があり、各省庁の統一かつ早急な対 応を強く求める。」	b		債権譲渡禁止特約の解除については 既に実施しているが、引き続き契約の 改訂の際に、解除の対象となる契約や 譲渡対象者拡大を図るよう検討中。 なお、各省庁統一のルールが策定さ れれば、当院としてはそれに則り対応 することとなる。

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
zA020004	全省庁	国及び地方自治体のリース契約の 取扱いについて	5088	5088A001	1	2	社団法人リース事業協会	1	国及び地方自治体のリース契約の取扱 いについて	国とのリース契約を地方自治体と同様に 長期継続契約の対象とすること。 地方自治体とのリース契約(長期継続 契約)に際して、地方自治体から付され る契約解除条項を削除等すること。		現在、各省庁がOA機器や車両を導入 するに際しては、複数年度の使用が明 白であっても、手続上の煩雑さゆえに国 庫債務負担行為として扱わずに、単年度 リース契約を更新している。この単年度 リース契約は、ほとんどの場合にリース 会社が投資元本の未回収リスクを負って いる。投資元本の未回収リスクを負うか 否かはリース会社の判断であるが、現行 制度が実質的にリース会社のリスク負担 を強いている。地方自治法改正 により、リース契約は長期継続契約の対 象となっているが、一部の自治体では リース契約書に「翌年度以降において歳 入歳出予算の当該金額について、減額 又は削減があった場合は、契約を解除 する。」趣旨の条項が付されることがあ る。この条項により、リース会社には解 約リスクが残る一方、地方自治体は解約 を前提としないファイナンス・リースのメ リットを享受することになり、衡平を欠く。	
zA020005	全省庁	国・地方自治体向け金銭債権の証券化 に関する債権譲渡禁止特約の 解除	5088	5088A034	1	2	社団法人リース事業協会	34	国・地方自治体向け金銭債権の証券化 に関する債権譲渡禁止特約の解除	各省庁及び地方自治体において、統一 的かつ早急に債権譲渡禁止特約の解除 の対象となる契約(リース契約等)及び 譲渡対象者の拡大(特定目的会社等)を 望む。		各省庁の対応が異なり、統一のかつ早 急な対応を求める。	



全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	該当法令等	制度の現状	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの 再検討要請	措置の 分類	措置の 内容	措置の概要 (対応策)
zA020006	総務省 人事院	民間との人事交流	国と民間企業との間の人事交流に関する法律第3条、第5条、第7条 人事院規則21-1(交流基準)第3条～第7条	人事院規則21-1第6条において、交流派遣をしようとする日前二年以内に本省庁等に属する官職を占めていた期間のある職員について、占めていた官職の区分に応じ交流派遣を制限。	C		官民人事交流法における交流派遣は、公務員に民間企業の実務を経験させ、民間の業務遂行の手法を体験させるとともにその実情の理解を深めさせる人材育成を図ることをねらいとしていること、官民交流制度の運営に当たっては公務の公正性の確保に留意する必要があることに照らし、今回の要望について、公務員を現職と関連深い民間企業の業務に従事させることは制度上、困難である。なお、既に本年1月には、官民交流の促進のため、交流制限の緩和措置を行っており、これを超えての要望のような緩和は困難である。	閣議決定では、「民間業者等が落札した場合には、その事業に従事していた公務員等の処遇について、各府省横断的な配置転換や落札した民間事業者等の希望も勘案した民間事業者等への移転を図ること等、スムーズな公務員等の配置転換・移転が行われる仕組みを規制改革・民間開放推進会議を中心に検討し、各府省とも密接に連絡調整しつつ、市場化テストの本格的導入までに整備する」としている。	規制改革・民間開放推進3か年計画において、公務員等の処遇等については、「民間事業者等が落札した場合には、その事業に従事していた公務員等の処遇について、各府省横断的な配置転換や、落札した民間事業者等の希望も勘案した民間事業者等への移転を図ること等、スムーズな公務員等の配置転換・移転が行われる仕組みを規制改革・民間開放推進会議を中心に検討し、各府省とも密接に連絡調整しつつ、市場化テストの本格的導入までに整備する。」こととされている。本計画及び提案の趣旨を踏まえ、現行の官民人事交流法の枠組みに限らず、新たな制度の創設を含め、広く官民の人事交流の道が開かれるよう、検討されたい		b	「市場化テスト」の実施プロセス及び留意点の「公務員等の処遇等」において、「民間事業者等が落札した場合には、...スムーズな公務員等の配置転換・移転が行われる仕組みを規制改革・民間開放推進会議を中心に検討することとされており、その検討結果をみながら、関係府省と話し合っていくこととしたい。
X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X

全国規模の規制改革要望事項一覧(様式A)

管理コード	制度の 所管省庁等	項目	要望 管理番号	要望事項 管理番号	要望 事項 補助 番号	要望 事項 補助 番号2	要望主体名	要望 事項 番号	要望事項 (事項名)	具体的 要望内容	具体的事業の 実施内容	要望理由	その他 (特記事項)
zA020006	総務省 人事院	民間との人事交流	5093	5093A002	1	1	大阪商工会議所	2	民間との人事交流	一定の要件のもと、民間企業で公務員を現職と関連の深い業務に従事できるよう、法律を見直す。		国と民間企業との人事交流は、天下り防止の観点から公務員を現職と関連の深い民間企業の業務に従事することを禁じている。しかしながら、公共サービスの民間開放を進めていく過程では、公の持つノウハウを民間に伝えるため、一定期間、民間企業で公務員を現職と関連深い業務に従事させる必要性が考えられる。	

x

x